

## No. 15

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
常滑市	環境経済部 生活環境課	0569-47-6115	直通	0569-35-3939
住所	〒479-0837 常滑市新開町4-1		担当者氏名	田辺 悟
URL	http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/gomi/1000878/1000881.html	E-mail	seikatsu@city.tokoname.lg.jp	

## (1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額		特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
	①新設	②転換				
5人槽	199,000	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	248,000	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	329,000	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
				51人槽以上	補助しない	—

- ※ ① 新設 新たに浄化槽を設置することをいう。建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認申請を要する建物の改築又は増築に伴うもの  
 ② 転換 くみ取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ切り替えることをいう

## (2) [ 2019年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
33	16	3					52

前年度実績基数（57基）

## (3) [ 補助対象地域 ]

- ・次の区域を除く市内全区域
  - ①公共下水道の供用開始された区域
  - ②補助金交付の申請日から当該申請日の属する年度の翌々年度の4月1日までに供用開始が見込まれる区域
  - ③農業集落排水事業区域

## (4) [ 特定地域の有無 ] 無

## (5) [ 補助対象条件 ]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者
- ③公共下水道事業計画区域内で補助を受けるときは、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な公共ますまでの排水管、排水きよ等を整備することを要件とする。

## (6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅の建築又は改築をする者
- ④市税の滞納がある者

## (7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②浄化槽調書の写し（建築確認により設置する場合に限る。）
- ③設置場所の案内図
- ④浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室等の配置・配管予定図面
- ⑤賃貸人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）
- ⑥当該浄化槽設置工事の見積書の写し
- ⑦全国浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- ⑧型式適合認定書、仕様書及び図面

- ⑨工事請負契約書の写し
- ⑩浄化槽設備士免状の写し
- ⑪保証登録証（浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽に限る。）
- ⑫誓約書
- ⑬その他市長が必要と認める書類

**（8）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕**

- ・提出期限：補助事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の末日のいずれか早い時期まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③工事の領収書の写し
- ④設置工事中的写真
- ⑤チェックリスト
- ⑥浄化槽設置後の配置・配管図面
- ⑦浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合に限る。）
- ⑧浄化槽工事完了報告書又は浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください